

(一社) 日本臨床耳鼻咽喉科医会

令和4年度定時代議員会 議事録

開催日時:令和5年5月17日(水)13:00~14:20

開催場所:ホテルオークラ福岡 4階 平安

代議員数:93名(定足数47名)

出席代議員数:87名(委任状を含む)

出席役員:

- 理事 会長(代表理事) 福與和正
副会長 川寄良明、野上兼一郎、藤岡治
朝比奈紀彦、川島佳代子、杉山貴志子、中澤宏、吉村理
小泉達朗、永田博史、麻生伸、高原哲夫、阿部博章、石谷保夫
香取幸夫、守本倫子
- 監事 浅井英世、岩佐英之

議事録作成者:総務担当副会長 藤岡治

庶務担当理事 小泉達朗

開会に先立ち、定款第5章第19条により福與和正会長を議長と定め、議長より出席者数並びに議決権行使書の点検が行われた。出席者74名、有効な委任状13通、合わせて87名の出席で、代議員総数93名の過半数を超えており、定款第5章第21条、第22条の規定により本代議員会は成立していると認められ、議長から開会が宣言された。

定款第25条3項に従い、議長より議事録署名人に神奈川県星川 智英代議員、福岡県の末吉 誠一代議員の2名が指名され、議事に入った。

【報告事項】

各担当理事より提出資料に沿って、次の通り報告を行った。

1. 令和4年度事業報告(藤岡治理事)
2. 令和5年度事業計画(小泉達朗理事)
3. 令和5年度収支予算(高原哲夫理事)

資料1について4回の開催日を加筆、資料2については日程の訂正があった。

川寄副会長より 資料1 各委員会並びにWGをWebにて開催

18.4)学校保健委員会 令和4年7月21日、9月15日、11月24日

令和5年2月2日

吉村理事より 資料2 3. 臨床医会セッションの開催日を11月18日から19日に訂正

(質疑応答)

1. 滋賀県の金地明星代議員より、会員福祉について具体的な説明を求められ、高原理事より、会員相互の懇親を深める会合等を検討中だが具体化されていないので、ご意見やアイデアをいただきたい旨の回答があった。

2. 山梨県の桧垣清高代議員より、地方医会の会員へ臨床耳鼻科医会の活動を知らせるために、HPに活動内容を掲載するなど充実させてほしいとの要望があり、中澤理事より、HPはリニューアルされたが内容を充実するために検討努力をしているところで、今後は理事会の内容も含めて活動情報をアップできるよう努力したい旨の回答があった。また、福與会長より、まだまだHPは不十分であるが徐々にスピードをあげて情報を広く掲載していきたいと付け加えられた

3. 埼玉県の登坂薫代議員より、会員資格について卒後5年以内は会費を無料にしている他科団体があるように勤務医を増やすために何か対策を考えているかの質問があった。これに対して福與会長より、勤務医の会員を増やす件について次回代議員会に議題として提出できるか分からないが、委員会で会員資格について会費を含めて検討している。また、日耳鼻退会者で医会会員として継続したい人が数多くいる件についても検討している旨の回答があった。

以上の質疑応答の後に、報告事項1から3は承認された。

【決議事項】

第1号議案 令和4年度貸借対照表および正味財産増減計算書並びに監査報告
高原哲夫理事より、令和4年度貸借対照表および正味財産増減計算書の説明があり、浅井英世監事より監査報告があった。

(質疑応答)

1. 静岡県の足立昌彦代議員より、貸借対照表の固定資産ゼロに違和感ありのご意見があり、高原哲夫理事より、コピー機はリース、パソコンは30万円以下で消耗品費に計上、会計士の承認を得ている。また事務所は什器備品も含めての賃貸のため、医会は現在固定資産なしである旨の回答があった。

上記の質疑応答の後に、第1号議案について議場に諮ったところ、全員一致で賛成、承認可決された。

第2号議案 定款一部変更

小泉達朗理事より、日耳鼻の正式名称変更に伴い、定款の該当箇所の変更が必要となり、「目的」第3条及び「会員の資格」第5条(1)において日本耳鼻咽喉科学会を日本耳鼻咽喉科頭頸部外科学会へ変更することが説明され、議場に諮ったところ、全員一致で賛成、承認可決された。

記

現 行	変 更 案
<p>(目 的)</p> <p>第3条 本会は、公益社団法人日本医師会並びに一般社団法人日本耳鼻咽喉科学会などと協力して、臨床耳鼻咽喉科の発展を図るとともに、社会福祉に貢献することを目的とする。</p>	<p>(目 的)</p> <p>第3条 本会は、公益社団法人日本医師会並びに一般社団法人日本耳鼻咽喉科頭頸部外科学会などと協力して、臨床耳鼻咽喉科の発展を図るとともに、社会福祉に貢献することを目的とする。</p>
<p>(会員の資格)</p> <p>第5条 本会の会員は、次の3種とする。</p> <p>(1) A会員 都道府県耳鼻咽喉科医会(「以下「各医会」という。)&及び一般社団法人日本耳鼻咽喉科学会(以下「日耳鼻」という。)それぞれの会員であり、かつ本会の目的及び事業に賛同して入会した医療機関の開設者、管理者又はそれに準ずる者</p> <p>(2) B会員 各医会及び日耳鼻それぞれの会員であり、かつ本会の目的及び事業に賛同して入会した医療機関勤務者等</p> <p>(3) 賛助会員 本会の目的及び事業に賛同して入会した個人、法人又は団体</p> <p>2 前項のA会員及びB会員を、「正会員」とする。</p>	<p>(会員の資格)</p> <p>第5条 本会の会員は、次の3種とする。</p> <p>(1) A会員 都道府県耳鼻咽喉科医会(「以下「各医会」という。)&及び一般社団法人日本耳鼻咽喉科頭頸部外科学会(以下「日耳鼻」という。)それぞれの会員であり、かつ本会の目的及び事業に賛同して入会した医療機関の開設者、管理者又はそれに準ずる者</p> <p>(2) <現行どおり></p> <p>(3) <現行どおり></p> <p>2 <現行どおり></p>

変更年月日：令和5年5月17日(本議案可決時)

また、「入会規程」の第1条第2項(6)一般社団法人日本耳鼻咽喉科学会の会員番号 及び「役員選挙規程」第1章総則 第2条(1)理事(ハ)一般社団法人日本耳鼻咽喉科学会から推薦された者 についても日耳鼻名称変更があるが、規程の改正・変更については理事会の決議によるため前述の2ヶ所を変更する旨の報告がなされた。

以上で、議事をすべて終了し、令和4年度定時代議員会が閉会となった。

以上の決議を明確にするため、本議事録を作成し、議長及び議事録署名人が次に記名押印する。

令和5年5月17日

一般社団法人日本臨床耳鼻咽喉科医会代議員会

議 長 福與 和正

議事録署名人 末吉 誠一

議事録署名人 星川 智英